

福井県国民健康保険運営方針改定案（中間案）からの修正点について

第2回福井県国民健康保険運営協議会においてご審議いただいた「福井県国民健康保険運営方針（案）」については、改定案（中間案）どおりご了承いただいたところですが、最終案の作成にあたり、市町からの意見等を踏まえ、2箇所修正しています。

1点目として、最終案 P26 の（4）各市町の保険料算定方式の統一に関し、「令和8年度まで（第3期運営方針期間内）に段階的に3方式に移行することを目指す」という記載について、一度に3方式に移行する市町もあることから、「段階的に」という文言を削除しています。

2点目として、最終案 P52 の（2）保健医療サービスと福祉サービス等に関する施策との連携に関し、県の役割も記載すべきという意見があったことから、「県は、県内および他都道府県における保健医療サービスと福祉サービスの効果的な連携事例の紹介や、市町と関係団体が連携する上での必要な支援を行います。」という文言を追加しています（別添資料3 新旧対照表をご参照ください）。